

## 品川区心身障害者施設に対する援護経費助成要綱

制定	平成11年	3月25日	区長決定	要綱第25号
改正	平成14年	4月1日		要綱第15号
改正	平成14年	4月1日		要綱第67号
改正	平成15年	4月1日		要綱第31号
改正	平成17年	7月8日	区長決定	要綱第69号
改正	平成19年	7月2日	部長決定	要綱第105号
改正	平成20年	4月1日	部長決定	要綱第56号
改正	平成21年	4月1日	部長決定	要綱第330号
改正	平成22年	2月26日	部長決定	要綱第9号
改正	平成23年	4月1日	部長決定	要綱第87号
改正	平成24年	4月1日	部長決定	要綱第108号
改正	平成25年	3月21日	部長決定	要綱第37号
改正	平成26年	4月1日	区長決定	要綱第84号
改正	平成27年	3月18日	区長決定	要綱第186号
改正	平成28年	3月31日	区長決定	要綱第153号
改正	平成29年	3月31日	区長決定	要綱第72号
改正	平成30年	3月23日	区長決定	要綱第62号
改正	平成31年	3月29日	区長決定	要綱第82号
改正	令和2年	3月23日	区長決定	要綱第34号
改正	令和3年	3月8日	区長決定	要綱第114号
改正	令和4年	2月25日	区長決定	要綱第56号

### (目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく障害福祉サービスまたは児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく障害児通所支援事業を提供する施設等(以下「心身障害者施設等」という。)に対し、品川区独自の援護経費を助成することにより、心身障害者施設等の運営の充実を図ることを目的とする。

### (助成の内容および助成額等)

第2条 この要綱に基づき助成する援護経費の内容および助成額等は、別表のとおりとする。

### (助成の算定基準日)

第3条 この援護経費を助成するにあたっての算定基準日は、当該年度の4月1日とする。ただし、助成の算定基準の例外については、品川区心身障害者に対する援護経費助成要領(以下「要領」という。)で定める。

### (助成の申請)

第4条 この助成の対象施設の設置者が、第2条に規定する助成を受けようとする場合

は、品川区心身障害者施設に対する援護経費交付申請書（第1号様式）に必要書類を添えて、区長に申請するものとする。

（助成の決定）

第5条 区長は、前条の規定に基づき助成の申請があった場合は、速やかにその適否を決定し、品川区心身障害者施設に対する援護経費交付決定通知書（第2号様式）にて申請者に通知するものとする。

（請求書の提出）

第6条 前条の交付決定を受けた施設の設置者は、援護経費について請求書（第3号様式）に関係書類を添付して区長に提出しなければならない。

（助成の交付時期）

第7条 援護経費助成の時期については、年度2回（6・10月）に分けて交付する。

（調査および報告）

第8条 区長は、施設の設置者に対し、援護経費が適正に執行され、かつ、助成の目的を実現させるため必要な指導を行うことができる。

2 区長は、必要に応じて、施設の設置者に対し援護経費の執行状況等について、報告を求め、また事業の実施状況について、検査することができる。

（実績報告書の提出）

第9条 施設の設置者は助成対象事業が完了したとき、または助成対象事業が予定の期間内に完了しないまま助成した援護経費の交付決定に係る会計年度が終了したときは、それらの事実があったときから10日以内に品川区心身障害者施設に対する援護経費実績報告書（第4号様式）に必要書類を添えて提出しなければならない。

（返還命令）

第10条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合、施設の設置者に対し、助成した援護経費の全部または一部の返還を命令することができる。

- (1) 不正または虚偽の申請により助成を受けたとき。
- (2) 助成費を助成の目的以外に使用したとき。
- (3) 助成の条件を満たさなかったとき、または違反したとき。

（委任）

第11条 この要綱の施行について必要な事項は、要領で定める。

付 則

この要綱は、平成11年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

付 則

(適用期日)

1 この要綱は、平成17年4月1日から適用する。

(平成17年度の特例)

2 平成17年度に交付する援護経費の対象施設および額については、改正後の品川区心身障害者施設に対する援護経費助成要綱(以下「新要綱」という。)第2条の規定にかかわらず、次の表により算定するものとする。

対 象 施 設	援護経費の助成内容および助成額(月額)		
第一さつき園 (身体障害者 入所授産施設)	寮母4人を加配置するための経費	寮母(常勤)	月額 374,080円
第一かもめ園 (知的障害者 入所更生施設)	指導員1人を加配置するための経費	指導員(常勤)	月額 441,500円
第一しいのき学 園(知的障害者 通所更生施設)	施設の運営に要する経費		
	東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金交付要綱(支援費施設)(平成16年3月30日15福障施第1687号)第4の規定に基づき算定した額から同要綱付附則第4の規定に基づき算定した額を除いた額に相当する額		
	送迎事業に係る経費		月額 463,869円
サンかもめ (知的障害者 通所更生施設)	指導員3人を加配置するための経費	指導員(常勤)	月額 441,500円
	送迎事業に係る経費		月額 463,869円
	中温水利用経費		年額 1,200,000円

備考：指導員については、常勤によりがたい場合、当該職員の勤務延べ時間数の総数を常勤職員が勤務すべき時間数で除することにより得た員数を配置すること。

(平成18年度の特例)

3 平成18年度に交付する援護経費の対象施設および額については、新要綱第2条の規定にかかわらず、次の表により算定するものとする。

対 象 施 設	援護経費の助成内容および助成額(月額)		
第一さつき園 (身体障害者 入所更生施設)	施設の運営に要する経費		
	支援費および利用者負担額の算定に関する基準(平成15年品川区告示第88号)別表身体障害者施設訓練等支援費額算定表第1の1のイの(1)の(二)aに規定する額から同表第3の1のイの(1)の(二)aに規定する額を除いた額に人数および月数を乗じて得た額		
第一しいのき学 園(知的障害者 通所更生施設)	東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金交付要綱(支援費施設)(平成16年3月30日15福障施第1687号)第4の規定に基づき算定した額から同要綱付附則第4の規定に基づき算定した額を除いた額に相当する額		
	送迎事業に係る経費		月額 463,869円

サンかもめ (知的障害者 通所更生施設)	指導員2人を加配置するための経費	指導員(常勤)	月額	441,500円
	送迎事業に係る経費		月額	463,869円
	中温水利用経費		年額	1,200,000円

備考：指導員については、常勤によりがたい場合、当該職員の勤務延べ時間数の総数を常勤職員が勤務すべき時間数で除することにより得た員数を配置すること。

## 付 則

(適用期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

(平成19年度の特例)

2 平成19年度に交付する援護経費の対象施設および額については、新要綱第2条の規定にかかわらず、次の表により算定するものとする。

対 象 施 設	援護経費の助成内容および助成額(月額)		
第一さつき園 (身体障害者 入所更生施設)	施設の運営に要する経費		
	支援費および利用者負担額の算定に関する基準(平成15年品川区告示第88号)別表身体障害者施設訓練等支援費額算定表第1の1のイの(1)の(二)aに規定する額から同表第3の1のイの(1)の(二)aに規定する額を除いた額に人数および月数を乗じて得た額		
第一しいのき学園 (知的障害者 通所更生施設)	送迎事業に係る経費		月額 463,869円
サンかもめ (知的障害者 通所更生施設)	指導員1人を加配置するための経費	指導員(常勤)	月額 441,500円
	送迎事業に係る経費		月額 463,869円
	中温水利用経費		年額 1,200,000円
知的障害児 デイサービス 事業	指導員1人を加配置するための経費	指導員(常勤)	年額 3,532,000円
	光熱水経費		年額 730,000円
	初度調便費		年額 850,000円
	激変緩和措置		利用定員の90%保障する。
ただし経費の算定は次によること。 介護給付費基本単価×開所日数×利用定員×90%－該当月の介護給付費請求額 (月22日)			

備考：指導員については、常勤によりがたい場合、当該職員の勤務延べ時間数の総数を常勤職員が勤務すべき時間数で除することにより得た員数を配置すること。

## 付 則

(適用期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

(平成20年度の特例)

2 平成20年度に交付する援護経費の対象施設および額については、新要綱第2条の規定にかかわらず、次の表により算定するものとする。

対象施設	援護経費の助成内容および助成額(月額)	
第一さつき園 (身体障害者 入所更生施設)	施設の運営に要する経費	
	支援費および利用者負担額の算定に関する基準(平成15年品川区告示第88号)別表身体障害者施設訓練等支援費額算定表第1の1のイ(1)の(二)aに規定する額から同表第3の1のイ(1)の(二)aに規定する額を除いた額に人数および月数を乗じて得た額	
第一しいのき学園 (知的障害者 通所更生施設)	送迎事業に係る経費	月額 463,869円
サンかもめ (知的障害者 通所更生施設)	指導員1人を加配するための経費	指導員(常勤) 月額 441,500円
	送迎事業に係る経費	月額 463,869円
	中温水利用経費	年額 1,200,000円
知的障害児 デイサービス 事業	指導員1人を加配するための経費	指導員(常勤) 年額 3,532,000円
	光熱水経費	年額 973,000円

備考：指導員については、常勤によりがたい場合、当該職員の勤務延べ時間数の総数を常勤職員が勤務すべき時間数で除することにより得た員数を配置すること。

付 則

(適用期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

(平成21年度の特例)

2 平成21年度に交付する援護経費の対象施設および額については、新要綱第2条の規定にかかわらず、次の表により算定するものとする。

対象施設	援護経費の助成内容および助成額(月額)	
第一しいのき学園 (生活介護)	送迎事業に係る経費	月額 463,869円
サンかもめ	送迎事業に係る経費	月額 463,869円

(生活介護)	中温水利用経費	年額 1,200,000 円
知的障害児 デイサービス 事業	指導員 1 人を加配するための経費 指導員 (常勤)	年額 3,532,000 円
	光熱水経費	年額 972,000 円

備考：指導員については、常勤によりがたい場合、当該職員の勤務延べ時間数の総数を常勤職員が勤務すべき時間数で除することにより得た員数を配置すること。

## 付 則

(適用期日)

1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

(平成 22 年度の特例)

2 平成 22 年度に交付する援護経費の対象施設および額については、新要綱第 2 条の規定にかかわらず、次の表により算定するものとする。

対 象 施 設	援護経費の助成内容及び助成額 (月額)	
第一しいのき学園 (生活介護)	送迎事業に係る経費	月額 463,869 円
サンかもめ (生活介護)	送迎事業に係る経費	月額 463,869 円
	中温水利用経費	年額 1,200,000 円
知的障害児 デイサービス 事業	指導員 1 人を加配するための経費 指導員 (常勤)	年額 3,532,000 円

備考：指導員については、常勤によりがたい場合、当該職員の勤務延べ時間数の総数を常勤職員が勤務すべき時間数で除することにより得た員数を配置すること。

## 付 則

(適用期日)

1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

(平成 23 年度の特例)

2 平成 23 年度に交付する援護経費の対象施設および額については、新要綱第 2 条の規定にかかわらず、次の表により算定するものとする。

対 象 施 設	援護経費の助成内容及び助成額 (月額)	
第一しいのき学園 (生活介護)	送迎事業に係る経費	月額 463,869 円
サンかもめ	送迎事業に係る経費	月額 463,869 円

(生活介護)	中温水利用経費	年額 1,200,000 円
ちびっこタイム 品川 (児童デイサービス)	指導員 1 人を加配するための経費 指導員 (常勤)	年額 3,532,000 円

備考：指導員については、常勤によりがたい場合、当該職員の勤務延べ時間数の総数を常勤職員が勤務すべき時間数で除することにより得た員数を配置すること。

## 付 則

(適用期日)

- この要綱は、平成24年4月1日から適用する。  
(平成24年度の特例)
- 平成24年度に交付する援護経費の対象施設および額については、新要綱第2条の規定にかかわらず、次の表により算定するものとする。

対 象 施 設	援護経費の助成内容および助成額 (月額)	
第一しいのき学園 (生活介護)	送迎事業に係る経費	月額 463,869 円
サンかもめ (生活介護)	送迎事業に係る経費	月額 463,869 円
	中温水利用経費	年額 1,200,000 円
ちびっこタイム 品川 (児童発達支援 放課後等デイサービス)	指導員 1 人を加配するための経費 指導員 (常勤)	年額 3,532,000 円

備考：指導員については、常勤によりがたい場合、当該職員の勤務延べ時間数の総数を常勤職員が勤務すべき時間数で除することにより得た員数を配置すること。

## 付 則

(適用期日)

- この要綱は、平成25年4月1日から適用する。  
(平成25年度の特例)
- 平成25年度に交付する援護経費の対象施設および額については、新要綱第2条の規定にかかわらず、次の表により算定するものとする。

対 象 施 設	援護経費の助成内容および助成額 (月額)	
第一しいのき学園 (生活介護)	送迎事業に係る経費	月額 250,000 円
サンかもめ	送迎事業に係る経費	月額 250,000 円

(生活介護)	中温水利用経費	年額 1,200,000 円
ちびっこタイム 品川 (児童発達支援 放課後等デイサービス)	指導員 1 人を加配するための経費 指導員 (常勤)	年額 3,532,000 円

備考：指導員については、常勤によりがたい場合、当該職員の勤務延べ時間数の総数を常勤職員が勤務すべき時間数で除することにより得た員数を配置すること。

## 付 則

(適用期日)

- この要綱は、平成26年4月1日から適用する。  
(平成26年度の特例)
- 平成26年度に交付する援護経費の対象施設および額については、新要綱第2条の規定にかかわらず、次の表により算定するものとする。

対 象 施 設	援護経費の助成内容および助成額 (月額)	
第一しいのき学園 (生活介護)	送迎事業に係る経費	月額 250,000 円
サンかもめ (生活介護)	送迎事業に係る経費	月額 250,000 円
	中温水利用経費	年額 1,200,000 円
ちびっこタイム 品川 (児童発達支援 放課後等デイサービス)	指導員 1 人を加配するための経費 指導員 (常勤)	年額 3,532,000 円

備考：指導員については、常勤によりがたい場合、当該職員の勤務延べ時間数の総数を常勤職員が勤務すべき時間数で除することにより得た員数を配置すること。

## 付 則

(適用期日)

- この要綱は、平成27年4月1日から適用する。  
(平成27年度の特例)
- 平成27年度に交付する援護経費の対象施設および額については、新要綱第2条の規定にかかわらず、次の表により算定するものとする。

対 象 施 設	援護経費の助成内容および助成額 (月額)	
第一しいのき学園 (生活介護)	送迎事業に係る経費	月額 250,000 円
サンかもめ	送迎事業に係る経費	月額 250,000 円

(生活介護)	中温水利用経費	年額 1,200,000 円
ちびっこタイム 品川 (児童発達支援 放課後等デイサービス)	指導員 1 人を加配するための経費 指導員 (常勤)	年額 3,532,000 円

備考：指導員については、常勤によりがたい場合、当該職員の勤務延べ時間数の総数を常勤職員が勤務すべき時間数で除することにより得た員数を配置すること。

## 付 則

(適用期日)

- この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。  
(平成 28 年度の特例)
- 平成 28 年度に交付する援護経費の対象施設および額については、新要綱第 2 条の規定にかかわらず、次の表により算定するものとする。

対 象 施 設	援護経費の助成内容および助成額 (月額)	
第一しいのき学園 (生活介護)	送迎事業に係る経費	月額 250,000 円
サンかもめ (生活介護)	送迎事業に係る経費	月額 250,000 円
	高温水利用経費	年額 1,200,000 円
ちびっこタイム 品川 (児童発達支援 放課後等デイサービス)	指導員 1 人を加配するための経費 指導員 (常勤)	年額 3,532,000 円

備考：指導員については、常勤によりがたい場合、当該職員の勤務延べ時間数の総数を常勤職員が勤務すべき時間数で除することにより得た員数を配置すること。

## 付 則

(適用期日)

- この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。  
(平成 29 年度の特例)
- 平成 29 年度に交付する援護経費の対象施設および額については、新要綱第 2 条の規定にかかわらず、次の表により算定するものとする。

対 象 施 設	援護経費の助成内容および助成額 (月額)	
第一しいのき学園 (生活介護)	送迎事業に係る経費	月額 250,000 円

	看護職員 1 人を加配置するための経費 看護職員（常勤）	年額 5,298,000 円
南品川むつみ園 （生活介護）	建物賃借に係る経費	月額 390,000 円
サンかもめ （生活介護）	送迎事業に係る経費	月額 250,000 円
	高温水利用経費	年額 1,200,000 円
かもめ園 （施設入所）	夜勤職員体制を 3 名にするための経費	年額 7,947,000 円
ちびっこタイム 品川 （児童発達支援・ 放課後等デイサービス）	指導員 1 人を加配置するための経費 指導員（常勤）	年額 3,532,000 円

備考：常勤によりがたい場合、当該職員の勤務延べ時間数の総数を常勤職員が勤務すべき時間数で除することにより得た員数を配置すること。

## 付 則

（適用期日）

1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

（平成 30 年度の特例）

2 平成 30 年度に交付する援護経費の対象施設および額については、新要綱第 2 条の規定にかかわらず、次の表により算定するものとする。

対 象 施 設	援護経費の助成内容および助成額（月額）	
第一しいのき学園 （生活介護）	送迎事業に係る経費	月額 250,000 円
	看護職員 1 人を加配置するための経費 看護職員（常勤）	年額 5,298,000 円
南品川むつみ園 （生活介護）	建物賃借に係る経費	月額 390,000 円
サンかもめ （生活介護）	送迎事業に係る経費	月額 250,000 円
	高温水利用経費	年額 1,200,000 円
かもめ園 （施設入所）	夜勤職員体制を 3 名にするための経費	年額 7,947,000 円

ちびっこタイム 品川 (児童発達支援・ 放課後等デイサービス)	指導員 1 人を加配置するための経費 指導員 (常勤)	年額 3,532,000 円
--	--------------------------------	----------------

備考：常勤によりがたい場合、当該職員の勤務延べ時間数の総数を常勤職員が勤務すべき時間数で除することにより得た員数を配置すること。

## 付 則

(適用期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

(平成31年度の特例)

2 平成31年度に交付する援護経費の対象施設および額については、新要綱第2条の規定にかかわらず、次の表により算定するものとする。

対象施設	援護経費の助成内容および助成額 (年額)	
第一しいのき学園 (生活介護)	送迎事業に係る経費	年額 3,000,000 円
	看護職員 1 名を加配置するための経費 看護職員 (常勤)	年額 6,670,000 円
南品川むつみ園 (生活介護)	建物賃借に係る経費	年額 4,680,000 円
サンかもめ (生活介護)	送迎事業に係る経費	年額 3,000,000 円
	高温水利用経費	年額 1,200,000 円
かもめ園 (施設入所)	夜勤職員体制を 3 名にするための経費	年額 7,158,000 円
ちびっこタイム 品川 (児童発達支援・ 放課後等デイサービス)	指導員 1 名を加配置するための経費 指導員 (常勤)	年額 3,207,333 円

備考：常勤によりがたい場合、当該職員の勤務延べ時間数の総数を常勤職員が勤務すべき時間数で除することにより得た員数を配置すること。

付 則

(適用期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から適用する。  
(令和2年度の特例)
- 2 令和2年度に交付する援護経費の対象施設および額については、新要綱第2条の規定にかかわらず、次の表により算定するものとする。

対象施設	援護経費の助成内容および助成額 (年額)	
第一しいのき学園 (生活介護)	送迎事業に係る経費	年額 3,000,000 円
	看護職員1名を加配置するための経費 看護職員 (常勤)	年額 6,670,000 円
南品川はつみ園 (生活介護)	送迎事業に係る経費	年額 3,000,000 円
	建物賃借に係る経費	年額 4,680,000 円
西大井福祉園 (生活介護)	送迎事業に係る経費	年額 3,000,000 円
サンかもめ (生活介護)	送迎事業に係る経費	年額 3,000,000 円
	高温水利用経費	年額 1,200,000 円
かもめ園 (施設入所)	夜勤職員体制を3名にするための経費	年額 7,158,000 円
ちびっこタイム 品川 (児童発達支援・ 放課後等デイサービス)	指導員1名を加配置するための経費 指導員 (常勤)	年額 3,207,333 円

備考：常勤によりがたい場合、当該職員の勤務延べ時間数の総数を常勤職員が勤務すべき時間数で除することにより得た員数を配置すること。

付 則

(適用期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

(令和3年度の特例)

2 令和3年度に交付する援護経費の対象施設および額については、新要綱第2条の規定にかかわらず、次の表により算定するものとする。

対象施設	援護経費の助成内容および助成額（年額）	
第一しいのき学園 (生活介護)	送迎事業に係る経費	年額 3,000,000 円
	看護職員1名を加配置するための経費 看護職員（常勤）	年額 6,670,000 円
南品川はつみ園 (生活介護)	送迎事業に係る経費	年額 3,000,000 円
	建物賃借に係る経費	年額 4,680,000 円
西大井福祉園 (生活介護)	送迎事業に係る経費	年額 3,000,000 円
サンかもめ (生活介護)	送迎事業に係る経費	年額 3,000,000 円
	高温水利用経費	年額 1,200,000 円
かもめ園 (施設入所)	夜勤職員体制を3名にするための経費	年額 7,158,000 円
ちびっこタイム 品川 (児童発達支援・ 放課後等デイサービス)	指導員1名を加配置するための経費 指導員（常勤）	年額 3,207,333 円

備考：常勤によりがたい場合、当該職員の勤務延べ時間数の総数を常勤職員が勤務すべき時間数で除することにより得た員数を配置すること。

付 則

(適用期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

別表（第2条関係）

対象施設	援護経費の助成内容および助成額（年額）	
第一しいのき学園 （生活介護）	送迎事業に係る経費	年額 3,000,000 円
	看護職員 1 名を加配置するための経費 看護職員（常勤）	年額 6,338,000 円
南品川はつみ園 （生活介護）	送迎事業に係る経費	年額 3,000,000 円
	建物賃借に係る経費	年額 4,680,000 円
西大井福祉園 （生活介護）	送迎事業に係る経費	年額 3,000,000 円
サンかもめ （生活介護）	送迎事業に係る経費	年額 3,000,000 円
	高温水利用経費	年額 1,200,000 円
かもめ園 （施設入所）	夜勤職員体制を 3 名にするための経費	年額 7,528,500 円
ちびっこタイム 品川 （児童発達支援・ 放課後等デイサービス）	指導員 1 名を加配置するための経費 指導員（常勤）	年額 3,372,666 円

備考：常勤によりがたい場合、当該職員の勤務延べ時間数の総数を常勤職員が勤務すべき時間数で除することにより得た員数を配置すること。

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

品川区長

所在地  
法人名  
代表者名

品川区心身障害者施設に対する援護経費交付申請書

標記の件について、援護経費の交付を下記のとおり申請します。

記

1 施設名

2 交付申請金額

金 \_\_\_\_\_ 円

3 事業の目的および内容

4 添付書類

第2号様式（第5条関係）

第 年 月 日

様

品川区長

品川区心身障害者施設に対する援護経費交付決定通知書

標記の件について、審査の結果、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 施設名

2 事業内容

3 交付決定金額

金 \_\_\_\_\_ 円

4 交付時期

5 その他

## 請 求 書

年 月 日付 第 号で交付決定のあった 年度品川区心身障害者施設に対する援護経費について、下記のとおり請求します。

		億	千	百	十	万	千	百	十	円
金額										

摘要（事業内容）

---

年 月 日

品 川 区 長 あて

所在地  
法人名  
代表者名

印

第4号様式（第9条関係）

年 月 日

品川区長

所在地  
法人名  
代表者名

品川区心身障害者施設に対する援護経費実績報告書

年 月 日付 第 号 で交付決定のあった 年度品川区心身障害者施設に対する援護経費については、下記のとおり事業が完了したので関係書類を添えて報告します。

記

- 1 施設名
- 2 事業内容
- 3 実施期間